# 推奨ロータリークラブ細則

\*解釈の仕方:RI 定款および細則、標準クラブ定款、推奨ロータリークラブ細則の全部にわたり、次の解釈原則が適用されるものとする。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである(国際ロータリー定款第15条より)。

条	題目	Ī
1	定義1	-
2	理事会	
3	選挙と任期2	2
4	役員の任務2	2
5	会合	}
6	会費	}
7	採決の方法3	}
8	委員会	}
9	財務4	ļ
10	会員選挙の方法	ŀ
11	改正	1

## 推奨ロータリークラブ細則



クラブ細則は、標準ロータリークラブ定款を補足し、クラブの慣習を定めるものです。本文書に記載された細則は推奨されているものですが、クラブが一旦採択したら、クラブ会員はこれに従う義務があります。クラブの慣習を反映させて適宜変更を加え、RI定款、RI細則、標準ロータリークラブ定款(認められた部分を除く)、ロータリー章典と矛盾していないことを確認してください。クラブが含めなければならない、義務づけられた条項については、以下に特記されています。

# 第1条 定義

1. 理事会: 本クラブの理事会

2. 理事: 本クラブの理事

3. 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員

4. 定足数: 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場

合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半

数。

5. RI: 国際ロータリー

6. 年度: 7月1日に始まる12カ月間

投票における定足数をどう定義するかはクラブが選ぶことができる。

#### 第2条 理事会

本クラブの管理主体は、理事会とする。理事会は、少なくとも、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計で構成される。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第2条を含めることを義務づけている。また、上記の役員は、クラブ理事会のメンバーとなることが義務づけられている。クラブ理事会はこのほかに、副会長、会長ノミニー、会場監督、その他の理事を含めることができる。クラブに衛星クラブがある場合、この条項に衛星クラブの理事会メンバーも列記すること。

(2019年7月)

# 第3条 選挙と任期

**第1節** 選挙の1カ月前に、会員は、会長、副会長、幹事、会計、空席となっている理事の候補者を立てる。指名委員会または会員のいずれか一方または双方が、候補者を立てることができる。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

**第3節** 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

**第4節** 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は以下の通りである。

会長	1年
副会長	
会計	
幹事	
会場監督	
理事	

標準ロータリークラブ定款は、選挙手続をクラブ細則に具体的に記載することを義務づけている。指名委員会を用いる場合は、指名委員会委員の任命方法についても詳述しなければならない。クラブ会長の任期は、標準ロータリークラブ定款で1年間と規定されている。後任者が選出されていない場合、現会長の任期を1年まで延長できる。

#### 第4条 役員の任務

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

**第4節** 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。

第5節 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録をつける。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

各クラブ役員の役割と責務については、クラブリーダー用の手引きを参照のこと。

# 第5条 会合

**第1節** 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

**第3節** 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第5条第2節を含めることを義務づけている。

# 第6条 会費

標準ロータリークラブ定款は、クラブ細則に第6条を含めることを義務づけている。

#### 第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

衛星クラブの投票手続もここに含める。

#### 第8条 委員会

- **第1節** 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および以下の委員会から成る:\_\_\_\_。
- 第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。
- **第3節** それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

クラブの各委員会が、クラブの年次目標と長期目標に向けた取り組みの調整にあたる。

## 第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

**第2節** 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

**第3節** 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

**第5節** クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した 中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

## 第10条 会員選挙の方法

**第1節** 会員が、入会候補者を理事会および/または会員増強委員会に推薦する。または、ほかのクラブが、そのクラブから移転する会員もしくはそのクラブの元会員を推薦する。

**第2節** 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した 会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

現会員から異議が出た場合の手続をここに含めてもよい。

## 第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。